

## 鹿屋市おくやみコーナー設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民が亡くなった後に行う手続について、遺族又はその代理人（以下「遺族等」という。）の負担軽減を図ることを目的として、死亡に伴う手続を行うための専用窓口である鹿屋市おくやみコーナー（以下「おくやみコーナー」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置場所)

第2条 おくやみコーナーの設置場所は、鹿屋市役所1階とする。

### (利用対象者)

第3条 おくやみコーナーを利用できる者は、本市の住民基本台帳に記録されている市民の死亡に伴う手続を行う遺族等とする。

2 おくやみコーナーを利用しようとする者は、利用の4開庁日前までに電話又はインターネットを通じて予約するものとする。

### (職員)

第4条 おくやみコーナーの予約に関する業務及び関係課との連絡調整を行うために、おくやみコンシェルジュを置く。

### (取扱手続等)

第5条 おくやみコーナーでは、市民の死亡に関する手続について、次に掲げる課（以下「取扱課」という。）の職務を行う。

- (1) 総務部税務課
- (2) 市民生活部生活環境課
- (3) 市民生活部市民課
- (4) 保健福祉部福祉政策課
- (5) 保健福祉部子育て支援課
- (6) 保健福祉部高齢福祉課
- (7) 保健福祉部健康保険課
- (8) その他市長が必要であると認める課

2 おくやみコンシェルジュは遺族等への確認により、死亡に伴う必要な手続を抽出し、取扱課へ照会する。

3 死亡に伴う手続の受付及び処理は、取扱課において行う。

(休業日及び事務取扱時間)

第6条 おくやみコーナーの休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鹿屋市の休日を定める条例（平成18年鹿屋市条例第2号）第1条第1項に規定する日
- (2) その他市長が必要と認める日

2 おくやみコーナーの事務取扱時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 窓口受付 午前8時30分から午後5時まで
- (2) 電話予約受付 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
- (3) オンライン予約受付 終日  
(庶務)

第7条 おくやみコーナーの庶務は、市民生活部市民課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。